

投資信託口座開設者の皆様へ

届出事項（住所・氏名等）に変更があった際の 当金庫への届出についてお願い および 取引制限開始について

平素より京都信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫にお届けいただいております「住所・氏名等」に変更があった際は、当金庫にその旨のお届けをいただく必要がございます。

当金庫への届出がお済みでないお客様は、手続き等の方法や必要書類についてご案内させていただきますので、お取引店舗までご連絡を賜りますようお願い申し上げます。

なお、「京信投信インターネットサービス」ご利用のお客様で、当金庫からの投資信託関係郵便物が「宛所尋ねなし」等の理由により、当金庫に返送となっているお客様につきましては令和6年6月28日（金）までに住所等の変更をいただけない場合は、「京信投信インターネットサービス」のご利用を制限させていただくこととなりますので、何卒、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

記

京信投信インターネットサービスの利用制限について

（1）制限開始日

令和6年7月1日（月）

（2）制限内容

購入／募集・売却・積立投信（新規・変更・中止）等のお取引が不可となります。

以 上

京都信用金庫 登録金融機関 近畿財務局長（登金）第52号／加入協会：日本証券業協会